

第8回

税理士がアドバイス。確定申告前に抑えておきたいポイント。



Profile プロフィール

税理士法人イデアコンサルティング 代表社員・税理士

伊東大介

大学卒業後、国税専門官28期生として東京国税局に勤務。その後、都内の税務署、税理士法人勤務を経て、平成17年に新宿にて開業。平成20年に税理士法人イデアコンサルティングを設立。

経営者の皆様にとって「確定申告」は本当に大変です。今年の申告を終えて、「もっと有利な方法はないものか」と考えている方もいることでしょう。そこで来年度に向けて、今から準備をおきたい有利な情報と注意点をご紹介します。

減価償却費を経費で計上できる特例

事業に必要な設備を購入した費用は、「減価償却」で処理をするのが一般的ですが、設備投資が少額で済む個人事業主の方にお勧めしたい特例があります。

全額をその年分の「必要経費」として計上することができる 「30万円未満の少額減価償却資産の特例」

難易度が低いので
個人事業主の方にお勧めです

適用条件：■ 青色申告者 ■ 1年あたりの設備投資額が合計300万円の上限を満たしている

「確定申告」をするときに、費用なのか経費なのかでは大きな違いがあります。「減価償却」とするよりも、特例を利用して経費として処理する方が、キャッシュフロー的に有利になりますので、検討してみてはいかがでしょうか。

開業届を提出していないと「青色申告」ができないことも

確定申告を「青色申告」で行いたい場合、特に開業したての個人事業主の方は「開業届」を期日内に提出していないと、「青色申告承認申請書」を提出しても通らないことがあります。

開業

【一ヶ月以内】
「開業届」提出期限

【3月15日】
「青色申告承認申請書」提出期限

※各種届出は期日までに、順番通りに確実に行いましょう。

「確定申告」は申告の仕方で納税額が変わってきます。実際に青色申告が適用されず、65万円の控除も赤字の繰り越しもできず、悔やんでいた個人事業主の方もいらっしゃいました。個人では分かりにくい制度もありますので、節税対策も兼ねて会計事務所に相談してみてはいかがでしょうか。